行政サービス実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：円）

項　　目	金　　額	
Ⅰ　業務費用		
⑴　損益計算書上の費用		
売上原価	51,599,613,658	
販売費及び一般管理費	9,142,718,023	
営業外費用	2,810,732,210	
特別損失	2,030,667,517	65,583,731,408
⑵　（控除）自己収入等		
売上高	△　68,432,430,865	
営業外収益	△　2,990,850,370	
特別利益	△　3,155,509	△　71,426,436,744
業務費用合計		△　5,842,705,336
Ⅱ　損益外減損損失相当額		△　611,873,987
Ⅲ　損益外除売却差額相当額		56,099,848
Ⅳ　引当外退職給付増加見積額		2,190,000
Ⅴ　機会費用		
政府出資等の機会費用		1,726,145,068
Ⅵ　（控除）国庫納付額		△　1,252,510,860
Ⅶ　行政サービス実施コスト		△　5,922,655,267

注　　記

Ⅰ　重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに『「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ』(以下、「独立行政法人会計基準等」という。)を適用して、財務諸表等を作成しております。

１　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

建物及び構築物については定額法、建物及び構築物以外については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。主な耐用年数は、次のとおりであります。

種　　類	耐用年数
建　　物	２年～50年
構　築　物	２年～60年
機械装置	２年～10年
車両運搬具	４年～７年
工具器具備品	２年～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

２　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役員及び職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当該事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

職員の退職給付等に備えるため、当該事業年度末における退職一時金、整理資源負担金及び恩給負担金に係る債務の見込額を計上しております。

退職一時金に係る債務のうち、未認識過去勤務債務は、その発生時に在職する職員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により費用処理し、未認識数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

整理資源負担金及び恩給負担金の債務については、発生した差異を発生年度に費用処理することとしております。

⑷　役員退職手当引当金

役員の退職手当の支出に備えるため、独立行政法人国立印刷局役員退職手当規則に基づく期末要支給額を計上しております。

⑸　環境安全対策引当金

ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

３　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法によっております。

４　たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による低価法によっております。

５　行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資の機会費用は、10年利付国債の平成24年３月末利回りを参考に0.985％で計算しております。

６　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ　重要な会計方針の変更

１　非特定償却資産の減損処理

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）以外の償却資産については、前事業年度まで、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額を損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、減損損失の科目により特別損失として計上する方法に変更しております。